

別表2 認証手数料の基本額及び徴収方法（第11条）

| 業種                | *申請製品数<br>(～まで) | 申請料    | **審査料   | 検査料            |
|-------------------|-----------------|--------|---------|----------------|
| 生産行程管理者<br>(農産物)  | 1～20            | 50,000 | 130,000 | 下記の計算式<br>から算出 |
| 生産行程管理者<br>(加工食品) | 1～20            | 50,000 | 190,000 |                |
| 小分け業者             | 1～              | 50,000 | 170,000 |                |
| 輸入業者              | 1～              | 50,000 | 150,000 |                |

\*生産行程管理者（農産物、加工食品）について、申請品目数が20を超える場合は、20品目ごとに20,000円加算する。

\*\*この料金には、生産行程管理者（加工食品）、小分け業者、輸入業者の審査料には、主たる1施設（輸入業者は、受入保管施設一つ分）を含む。これを超える施設がある場合は、規模、所在地の実情に基づき、算出する。輸入業者の受入保管施設は20,000円、その他（生産行程の一部に関する施設等）は、20,000円～200,000円（規模に応じて設定）とする。

・認証事業者の名義変更等による承継に伴う新規認証（書類審査で確認できる場合）については、別表5の料金が適用される。

#### 検査料

検査報告書：40,000円/1業種（例：小分け業者⇒1業種）

検査時間費用：6,500円/1時間

交通移動費：2,500円/1時間＋交通費実費＋（宿泊費）

無通告調査費：3,000円/1事業者

\* JAS法で要求される無通告調査に係る費用を全事業者で負担する。そのため、無通告調査の対象となった事業者への追加費用の請求は行わない。

検査時間＝検査終了時間－検査開始時間－休憩時間

交通移動時間＝（到着時間－移動開始時間（往復））

\* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者が負担する。算出方法は、交通の便を優先して算出する。また、申請者の都合で検査日を変更した時に伴う旅費・宿泊費等のキャンセル料は、申請者の負担とする。

\* 原則として手数料の徴収方法は、申請料は主申請書提出までに振込みにて行う。

\* 審査料、検査報告書料及び検査時間費用(2時間分)は、検査日まで又は請求書記載期日までに振込にて行う。

\* 追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は検査終了後に請求書発行し、請求書期日までに振込にて徴収する。

\* その他、必要な請求があれば都度請求する。

\* 翌年の年次検査請求は、本実績をもとに算出する。

#### 【キャンセル料】

以下の場合にキャンセル料が発生する。

- ① 検査日が確定後に申請の取り下げを申し出た時。認証手数料の全額を請求する。
- ② 申請料は、いかなる理由でも返却しない。

### 外国の申請者に対するの認証手数料

外国の申請者は、Ecocert SAを経由して申請することができる。費用請求は、以下の料金表に基づき、Ecocert SAから行う。

| <u>業種</u>     | <u>審査料 (€)</u> | <u>検査料 (€)</u> |
|---------------|----------------|----------------|
| 生産行程管理者(農産物)  | 707~           | 707~/1日        |
| 生産行程管理者(加工食品) | 707~           | 707~/1日        |
| 小分け業者         | 707~           | 707~/1日        |

\* 上記料金の徴収は、原則として検査日まで振込にて行う。

\* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。